



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

和歌山労働局

Press Release

和歌山労働基準監督署 発表
令和 7 年 9 月 24 日（水）

報道関係者 各位

担当	厚生労働省 和歌山労働局 和歌山労働基準監督署
	副 署 長 大島欣久 ◎第三方面主任監督官 楠本真之 電 話 番 号 073 (407) 2200

労働基準法違反容疑で書類送検

～違法な時間外・休日労働を行わせた疑い～

本日、和歌山労働基準監督署（署長 ^{さいか ひでもと} 雑賀 秀元）は、日本キャット株式会社 ^{にほん} ほか 1 名を、労働基準法違反の疑いで、和歌山地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

日本キャット株式会社は、令和 6 年 8 月 16 日から同年 10 月 15 日までの間、同社が販売業務を受託した和歌山市内及び岩出市内に所在する複数のガソリンスタンドに勤務する同社労働者 2 名に対し、時間外労働及び休日労働の合計時間について 1 か月当たりの平均時間が 80 時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせた疑い。

1 被疑者

(1) 日本キャット株式会社

所 在 地：和歌山県和歌山市鳴神

事業内容：ガソリンスタンドにおけるガソリン販売業務の受託等

(2) 同社 代表取締役 A

2 違反条文

被疑者日本キャット株式会社、被疑者 A とともに、労働基準法違反

労働基準法第 36 条第 6 項（時間外及び休日の労働）

同法第 119 条第 1 号（罰則）

被疑者日本キャット株式会社はこれらに加えて、

同法第 121 条（両罰規定）

3 被疑内容

労働基準法では、法定労働時間（1 週 40 時間、1 日 8 時間）を超えて労働させる場

合や法定休日に労働させる場合に、使用者は、同法第 36 条第 1 項の規定に基づき労働者の過半数で組織する労働組合等との間で「時間外労働・休日労働に関する協定」（以下「36 協定」という。）を締結し、所轄労働基準監督署長に届け出なければならないことが規定されています。

また、同条第 6 項においては、同条第 1 項の規定に基づき時間外労働及び休日労働を行わせる場合であっても、同条第 6 項第 3 号に掲げるとおり 36 協定の対象期間におけるいずれの 2 か月間から 6 か月間における時間外労働及び休日労働の 1 か月当たりの平均時間が 80 時間を超えてはならないことが規定されています。

本件では、被疑者は 36 協定を締結し和歌山労働基準監督署長へ届け出ていたものの、労働者 2 名に対し、以下の（１）、（２）のとおり、いずれも 2 か月を平均して 1 か月 80 時間を超える時間外・休日労働を行わせた疑いがあります。

（１）ガソリンスタンド X 所属の労働者 B

令和 6 年 8 月 16 日から同年 9 月 15 日まで 81 時間

令和 6 年 9 月 16 日から同年 10 月 15 日まで 96 時間

（２）ガソリンスタンド Y 所属の労働者 C

令和 6 年 8 月 16 日から同年 9 月 15 日まで 99 時間

令和 6 年 9 月 16 日から同年 10 月 15 日まで 83 時間

4 その他

厚生労働省、和歌山労働局、和歌山労働基準監督署では、過労死等防止対策を推進するため、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止に向けた監督指導の徹底を図っているところであり、監督指導の結果、重大・悪質な法違反が認められる事案に対しては、厳正に対処することとしています。

5 参考資料

別添 1 関係法令

【関係法令】

●労働基準法（抄）

（時間外及び休日の労働）

第三十六条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この条において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

〈第2項から第5項まで省略〉

6 使用者は、第一項の協定で定めるところによつて労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させる場合であっても、次の各号に掲げる時間について、当該各号に定める要件を満たすものとしなければならない。

〈第一号、第二号省略〉

三 対象期間の初日から一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間の一箇月当たりの平均時間八十時間を超えないこと。

（罰則）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 〈中略〉、第三十六条第六項、〈中略〉の規定に違反した者

〈第二号以下省略〉

（両罰規定）

第百二十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

〈第2項省略〉